

技能実習制度運用要領の一部改正について

平成 29 年7月 14 日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた技能実習制度運用要領について、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(平成 29 年法務省・厚生労働省令第3号)が公布されたことに伴い職種・作業を追加するとともに、趣旨の明確化等の観点から、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改訂版要領)	改正箇所	現行	改正
1	P85	【留意事項】	○ 「事業の附属寄宿舍」の適合性について (略) (追加)	○ 「事業の附属寄宿舍」の適合性について (略) ○ 旧制度から技能実習生を受け入れて使用している宿泊施設について 寝室について、床の間・押入を除き、1 人当たり4.5 ㎡以上を確保していない場合には、適切な宿泊施設を 確保しているとは、原則、認められないこととなります。 しかしながら、旧制度から技能実習生を受け入れて使 用している宿泊施設については、寝室以外に私有可能 なスペースを別途設けている等の取組により、実質的 に1人当たり4.5㎡以上の私有スペースが確保されて いると認められる場合には、当該宿泊施設を使用して

				<p>いる間は、適切な宿泊施設を確保していると認められる余地があります。</p> <p>個別具体的には、機構の地方事務所・支所の認定課に事前に御相談いただいた上で、宿泊施設の適正についての確認書(参考様式第1-17号)の特記事項に上記の取組等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただくことが必要です。</p> <p>○ 2階以上の寝室に寄宿する建物について</p> <p>容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数15人未満は1箇所)設ける措置を講じなければなりません。すべり台、避難はしご、避難用タラップ等の同様の代替措置により技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、宿泊施設の適正についての確認書(参考様式第1-17号)の特記事項に当該代替措置等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただくことが必要です。</p>
2	別紙②	6-1 (番号)3 (留意事項の欄)	—	直近の事業年度で債務超過がある場合、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書類の提出も必要。
3	同上	6-1 (番号)5 (留意事項の欄)	—	税務署の受付印があるものに限る。
4	同上	6-1 (番号)6 (留意事項の欄)	—	納税証明書「その2」の所得金額の証明の提出が必要。

5	同上	6-1 (番号)7 (留意事項の欄)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (追記) ・ マイナンバーの記載がないもの。 ・ 日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名の記載があるもの。 ・ 外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・ 特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員全員分の提出が必要(技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者でない旨について申請者が確認し、誓約したもの。様式は機構 HP を参照)の提出でも可) ・ マイナンバーの記載がないもの。 ・ 日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名の記載があるもの。 ・ 外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・ 特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
6	同上	6-3 (番号)25 (必要な書類の欄)	取次送出機関の誓約書	技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書
7	同上	6-3 (番号)28 (留意事項の欄)	—	契約書に代わる書類として、監理団体(組合)と実習実施者(組合員)との関係を規定している書類(監理団体が定めた技能実習に関する事業に係る規約及び当該規約に実習実施者が組合員として服することが分かる書類)の提出も可能。
8	同上	6-4 (番号)31 (必要な書類の欄)	技能実習責任者の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しなど)	技能実習責任者の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類(健康保険等の被保険者証などの写し)

9	同上	6-4 (番号)34 (必要な書類の欄)	技能実習指導員の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しなど)	技能実習指導員の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類(健康保険等の被保険者証などの写し)
10	同上	6-4 (番号)37 (必要な書類の欄)	生活指導員の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しなど)	生活指導員の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類(健康保険等の被保険者証などの写し)
11	同上	6-5 (番号)50 (必要な書類の欄)	前段階の技能実習計画において目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格又は一部合格を証する書類	前段階の技能実習計画において目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格又は一部合格を証する書類の写し
12	同上	6-5 (書類の追加)	—	53 技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し
13	別紙③	申請書の種類の有効期間更新・事業区分変更 (提出の要否欄)	—	※要領本文の記載に合わせ、全体的に提出の要否を見直し。
14	同上	4-1 (番号)9 (留意事項の欄)	—	納税証明書「その2」の所得金額の証明の提出が必要。
15	同上	4-2 (番号)17 (留意事項の欄)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (追記) ・ マイナンバーの記載がないもの。 ・ 日本人の場合は、本籍地及び筆頭者の記載があるもの。 ・ 外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・ 特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員全員分の提出が必要(監理事業に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(監理事業に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。様式は機構 HP 参照)の提出でも可) ・ マイナンバーの記載がないもの。 ・ 日本人の場合は、本籍地及び筆頭者の記載があるもの。

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・ 特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 																																										
16	同上	4-2 (番号)18 (留意事項の欄)	—	全員分の提出が必要																																										
17	同上	4-2 (番号)23 (必要な書類の欄)	監理責任者の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類(健康保険等の被保険者証)	監理責任者の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類(健康保険等の被保険者証などの写し)																																										
18	別紙④	三 建築関係の表	三 建築関係(二十一職種三十一作業) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3-2-1</td> <td>建築板金</td> <td>ダクト板金作業</td> </tr> <tr> <td>3-3-1</td> <td>冷凍空気調和機器施工</td> <td>冷凍空気調和機器施工作業</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3-21-4</td> <td>建設機械施工</td> <td>締固め作業</td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	3-2-1	建築板金	ダクト板金作業	3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	(略)	(略)	(略)	3-21-4	建設機械施工	締固め作業	三 建築関係(二十二職種三十三作業) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3-2-1</td> <td>建築板金</td> <td>ダクト板金作業</td> </tr> <tr> <td>3-2-2</td> <td></td> <td>内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>3-3-1</td> <td>冷凍空気調和機器施工</td> <td>冷凍空気調和機器施工作業</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3-21-4</td> <td>建設機械施工</td> <td>締固め作業</td> </tr> <tr> <td>3-22-1</td> <td>築炉</td> <td>築炉作業</td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	3-2-1	建築板金	ダクト板金作業	3-2-2		内外装板金作業	3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	(略)	(略)	(略)	3-21-4	建設機械施工	締固め作業	3-22-1	築炉	築炉作業
コード	職種	作業																																												
(略)	(略)	(略)																																												
3-2-1	建築板金	ダクト板金作業																																												
3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業																																												
(略)	(略)	(略)																																												
3-21-4	建設機械施工	締固め作業																																												
コード	職種	作業																																												
(略)	(略)	(略)																																												
3-2-1	建築板金	ダクト板金作業																																												
3-2-2		内外装板金作業																																												
3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業																																												
(略)	(略)	(略)																																												
3-21-4	建設機械施工	締固め作業																																												
3-22-1	築炉	築炉作業																																												

19	同上	規則別表第二第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業 【新規追加】	—	規則別表第二第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業(一職種一作業) <table border="1" data-bbox="1473 212 2074 408"> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> <tr> <td>99-1-1</td> <td>空港グランドハンドリング</td> <td>航空機地上支援作業</td> </tr> </table>	コード	職種	作業	99-1-1	空港グランドハンドリング	航空機地上支援作業																																																	
コード	職種	作業																																																									
99-1-1	空港グランドハンドリング	航空機地上支援作業																																																									
20	別紙⑧	参考様式第2-16号	3 建築関係(21 職種 31 作業) <table border="1" data-bbox="734 488 1413 935"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> <th>取扱いの有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-2-1</td> <td>建築板金</td> <td>ダクト板金作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-3-1</td> <td>冷凍空気調和機器施工</td> <td>冷凍空気調和機器施工作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-21-4</td> <td>建設機械施工</td> <td>締固め作業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	取扱いの有無	(略)	(略)	(略)		3-2-1	建築板金	ダクト板金作業		3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業		(略)	(略)	(略)		3-21-4	建設機械施工	締固め作業		3 建築関係(22 職種 33 作業) <table border="1" data-bbox="1451 488 2130 1038"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> <th>取扱いの有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-2-1</td> <td rowspan="2">建築板金</td> <td>ダクト板金作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-2-2</td> <td>内外装板金作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-3-1</td> <td>冷凍空気調和機器施工</td> <td>冷凍空気調和機器施工作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-21-4</td> <td>建設機械施工</td> <td>締固め作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-22-1</td> <td>築炉</td> <td>築炉作業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	取扱いの有無	(略)	(略)	(略)		3-2-1	建築板金	ダクト板金作業		3-2-2	内外装板金作業		3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業		(略)	(略)	(略)		3-21-4	建設機械施工	締固め作業		3-22-1	築炉	築炉作業	
コード	職種	作業	取扱いの有無																																																								
(略)	(略)	(略)																																																									
3-2-1	建築板金	ダクト板金作業																																																									
3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業																																																									
(略)	(略)	(略)																																																									
3-21-4	建設機械施工	締固め作業																																																									
コード	職種	作業	取扱いの有無																																																								
(略)	(略)	(略)																																																									
3-2-1	建築板金	ダクト板金作業																																																									
3-2-2		内外装板金作業																																																									
3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業																																																									
(略)	(略)	(略)																																																									
3-21-4	建設機械施工	締固め作業																																																									
3-22-1	築炉	築炉作業																																																									

※ 上記のほか、厚生労働省の組織再編に伴い、要領中「職業能力開発局」とあるのを「人材開発統括官」と、「職業能力開発局海外協力課」とあるのを「人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室」と、「職業能力開発局長」とあるのを「人材開発統括官」と改正する。